

「物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和8年10月21日
国 土 交 通 省

国土交通省では、令和8年8月26日（水）から9月24日（木）までの期間において、「物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○「物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集に寄せられたご意見とそれに対する考え方

※合計6件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	認定後の計画変更により、事業区域が一の地方運輸局管内のみから複数の地方運輸局管内へ拡大する場合、複数局管内から一局管内へ縮小する場合、又は一の地方運輸局管内から別の地方運輸局管内へ移る場合には、変更前後で権限主体が変わり得ます。このように権限主体が変わり得る変更について、今回公表された資料からは、 1、変更認定の申請を最初にどの主体へ提出するのか 2、変更後の権限主体が、変更前の認定記録を引き継いで変更認定、報告徴収又は取消し等の後続処理を継続する取扱いとなっているのか を確認できません。 その上で、本政令の施行時までには、権限主体が変わる計画変更について、申請者が最初の申請先を識別でき、かつ変更後の権限主体が変更前の認定記録を利用して後続処理を継続できることが確認できるよう、その取扱い又は既存の参照先を申請案内その他の公表資料に示してください。	認定後の計画の変更により、実施区域が一の地方運輸局が管轄する区域から複数の地方運輸局が管轄する区域に変更となった場合は、国土交通大臣の権限に変更となりますので国土交通大臣あてに申請していただくこととなります。 その上で、申請先につきましては、ウェブサイトにて公表いたします。
2	「一の地方運輸局の管轄区域内のみににおいて実施される」事業の判定基準を明確にしてください。中継輸送では、貨物の発送地及び到着地、中継拠点、車両の運行区間、運転者の交替地点、営業所並びに荷主の所在地が、それぞれ異なる地方運輸局の管轄区域に所在する場合があります。また、貨物	実施区域の判断につきましては、貨物自動車中継輸送事業の実施における発着地が一の地方運輸局の管轄区域内であるかで判断することとなります。 また、審査基準につきましては、地方運輸局ごとに異なることがないように適切に運用を行ってまいります。

そのものは管轄区域を越えて輸送される一方、認定対象となる中継輸送の区間又は中継拠点だけが一の管轄区域内に存在する場合も考えられます。 このため、管轄区域の判定が、貨物の全輸送経路、中継輸送として分担される運行区間、中継拠点、申請事業者の主たる事務所又は営業所のいずれを基準とするのかを、具体例とともに示していただきたい。 また、一の地方運輸局内の事業と、複数の地方運輸局にまたがる事業の間で、認定基準及び審査水準に差が生じないようにしてください。地方運輸局長への権限委任は、認定要件を地域ごとに異ならせることを意味するものではありません。国土交通大臣が審査する広域事業と地方運輸局長が審査する地域内事業について、共通の審査基準、標準的な必要書類、標準処理期間及び判断理由の記載方法を定めるべきです。 加えて、複数の地方運輸局の管轄区域にまたがる計画について、申請者が各地方運輸局と個別に調整しなければならない状況を避けてください。貨物自動車中継輸送は、本質的に地域間を接続する物流モデルであり、制度の普及に伴って広域的な計画が増加すると考えられます。広域事業が国土交通大臣の権限に残る場合でも、申請窓口を一元化し、関係地方運輸局との調整は行政機関内部で行うべきです。	貨物自動車中継輸送実施計画に係る申請につきまして、複数の地方運輸局に申請を行っていただくことはありません。
---	--